



技能実習制度の現状と課題等について

平成25年11月8日（金）
厚生労働省 職業能力開発局

技能実習制度の現状等について

技能実習制度の制度趣旨

我が国の企業との雇用関係の下で、より実践的な技能・技術・知識を修得することにより、これらの技能等の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与すること

現状等

- ① 技能検定等による技能実習生の技能修得の評価が低調であり、また、技能実習生が帰国後、「実習と同じ仕事をしてる」と回答した者が少ない（48%）など、技能移転という技能実習制度の趣旨に沿ったさらなる改善が必要である。
 - ② 技能実習生の法的保護等を図るための制度改正（平成22年7月施行）等を行ったものの、人権侵害等の技能実習に係る不正行為、労働関係法令違反が、指摘されている。
 - ③ 国会等で技能実習制度の適正化に関する指摘がなされている。
- 技能実習制度の適正化を優先的に進めることが必要。

技能実習制度の適正化のための最近の主な取組

(公財)国際研修協力機構(略称:JITCO)

○受入れ団体・企業への巡回指導

- ・労働関係法令、入管法令の遵守状況の確認に加え、技能検定等の受験勧奨
- ・総務省勧告(平成25年4月19日)に基づき、監理団体による監査の実施状況の確認

○母国語電話相談の実施

○脳・心臓疾患等の死亡事案の現地調査・指導

- 受入れ企業に対する安全衛生管理の支援
 - ・安全衛生マニュアルの作成・普及
 - ・安全衛生相談
 - ・メンタルヘルス相談

○技能実習生手帳の配布

○技能実習指導員の養成

問題事案を情報提供

労働基準監督機関

○技能実習生受入れ事業場に対する重点的な監督指導

主な違反内容:労働時間、割増賃金不払、賃金不払

相互通報の実施

出入国管理機関

○受入れ団体・企業に対する調査・不正行為認定(注)

(注)不適正な受入れを行った団体・企業に対して、最長5年間の受入れ停止処分

制度改正*の主な内容

※平成22年7月に施行された改正入管法による技能実習制度

- 入国1年目から労働関係法令適用
- 受入れ団体の監理責任*の期間を研修1年のみから技能実習3年に拡大
 - *3月に1回の実習実施機関の監査など
- 賃金不払いなどの重大な人権侵害行為については不正行為認定による受入れ停止期間を3年間から5年間に延長
- 不正行為認定を受けた団体・企業の管理者等は、他の団体・企業でも受入れを行うことができない。
- 入国直後の講習において、労働関係法令等の技能実習生の法的保護に関する講習の実施を義務
- 保証金や違約金の徴収禁止
- 技能実習生からの監理費用の徴収禁止
- 受入れ団体による技能実習生からの相談に対応する体制の整備(相談員の配置など)
- 受入れ団体による帰国旅費の確保等による帰国担保措置

制度改正の効果

- 「不正行為」を行った機関は、2008年452機関から2012年197機関と大幅に減少。
- 実習実施機関への巡回指導(委託事業)での項目別の指摘率が、2008年と2012年の比較で
 - ・「雇用契約締結時の労働条件明示なし」 5%→0.1%
 - ・「雇入れ時の健康診断の未実施」 41%→15%に低下等

JITCOが実施している受入れ団体・企業への巡回指導

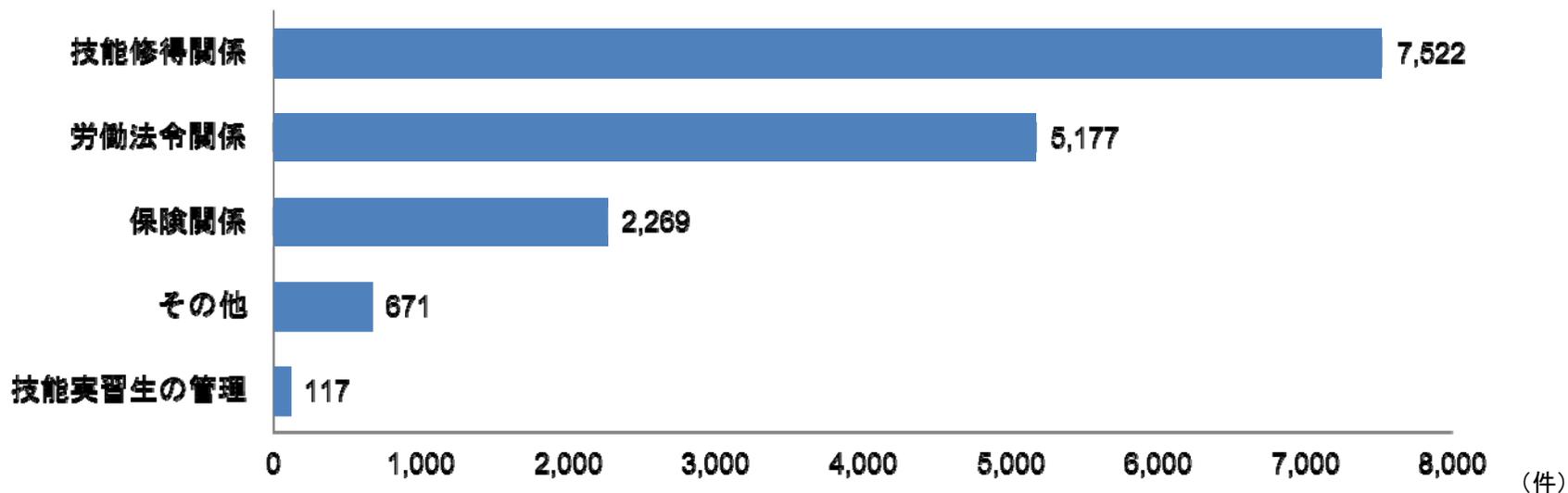
○ 約半数の団体企業に対して、毎年巡回指導を実施

	21年度	22年度	23年度	24年度
巡回指導件数	10,953	11,504	11,280	10,671
改善指導件数	9,745	9,050	9,730	9,187

全体の母数: 監理団体 約 2,000 団体
 実習実施機関 約20,000 企業

資料出典:(公財)国際研修協力機構

平成24年度 実習実施機関に対する巡回指導の指摘件数※2(延べ数)



※ 企業向け巡回指導件数 9,602件、但し1件の指導に複数項目の指摘あり

資料出典:(公財)国際研修協力機構

技能実習の効果のフォローアップ

- 2012年度に帰国した技能実習生(10,445人)に対して、帰国後の状況、就職状況等の把握のために実施。
- 技能実習が「役に立った」と回答(97.8%)しているものの、帰国後の従事する(した)仕事の内容については、「実習と同じ仕事」と回答したものが少ない(48.2%)
- 入国時の「技能実習生派遣状」(帰国後の申請人の地位、職種等を記載)又は「復職予定証明書」により、「帰国後に日本で修得した技能等を要する業務に従事予定(法務省令)」が確認されているが、帰国後、仕事を探しているものが24.4%いるなど、当該省令の条件と異なる者がいる。

帰国後の就職状況について

元の会社で働く(予定含む)	37.8%
来日前と違う会社で働く(予定含む)	7.4%
元の会社または違う会社で働く(予定含む)	8.8%
起業(予定含む)	13.8%
仕事を探している	24.4%
進学予定	4.0%
仕事をする予定はない	1.8%

従事する仕事の内容

実習と同じ仕事	48.2%
実習と同じではないが関連する仕事	21.2%
実習と関係ない仕事	8.1%
無回答	22.5%

資料出典：(公財)国際研修協力機構「2012年度帰国技能実習生フォローアップ調査」
(対象者：10,445人、回答率：17%)

技能実習における技能修得の評価

- 技能実習の趣旨を踏まえると、技能実習2年目、3年目に技能検定等を受験することは
 - ① 技能実習生にとって明確な目標ができること
 - ② 技能実習生を指導する指導員が受験の成績に基づく日々の指導及び技能実習生による取り組みを行うことができることから、技能の向上が期待できる。
- 技能実習修了時、技能検定等を受験するよう指導しているものの実際に受験している技能実習生が少ない。

	平成24年度
前々年度の2号移行申請者数(技能実習3年目)	46,985人
技能検定 3級受験者数及びJITCO認定専門級	135人
合格者数	131人
前年度の2号移行申請者数(技能実習2年目)	51,109人
技能検定 基礎1級受験者数及びJITCO認定中級	220人
合格者数	203人

資料出典：JITCO認定受験者数、合格者数：(公財)国際研修協力機構
技能検定受験者数、合格者数：中央職業能力開発協会

技能実習生の賃金

- 技能実習生の報酬は、入国基準等（法務省令）において「日本人が従事する場合に受ける報酬と同等以上の報酬」と規定
- 技能実習生の平均賃金(約12万円)は最低賃金、中学卒(15歳)などの水準に近く、高卒初任給より4万低い、製造業の生産労働者の平均より7~11万円低い水準

技能実習生の賃金

		2011年度
2号移行申請者の支給予定賃金※		平均 12.5万円
受入れ形態別	2号イ(企業単独型)	13.1万円
	2号ロ(団体監理型)	12.4万円
性別	男性	12.8万円
	女性	12.1万円
職種別	機械・金属	13.0万円
	建設	12.8万円
	繊維・衣服	12.0万円
	農業	11.9万円

※2011年度、雇用条件における支払い概算月額、基本賃金及び各種手当の合計であり、時間外労働賃金等は含まない。

資料出典：(公財)国際研修協力機構

最低賃金(2012年度)

都道府県の中の最低時間額 (島根及び高知)	652円
都道府県の中の最低月額(1日8時間、月22日とした額) (島根及び高知)	11.5万円
全国平均時間額	749円
全国平均月額(1日8時間、月22日とした額)	13.2万円

賃金構造基本統計調査(2012年)での所定内給与額

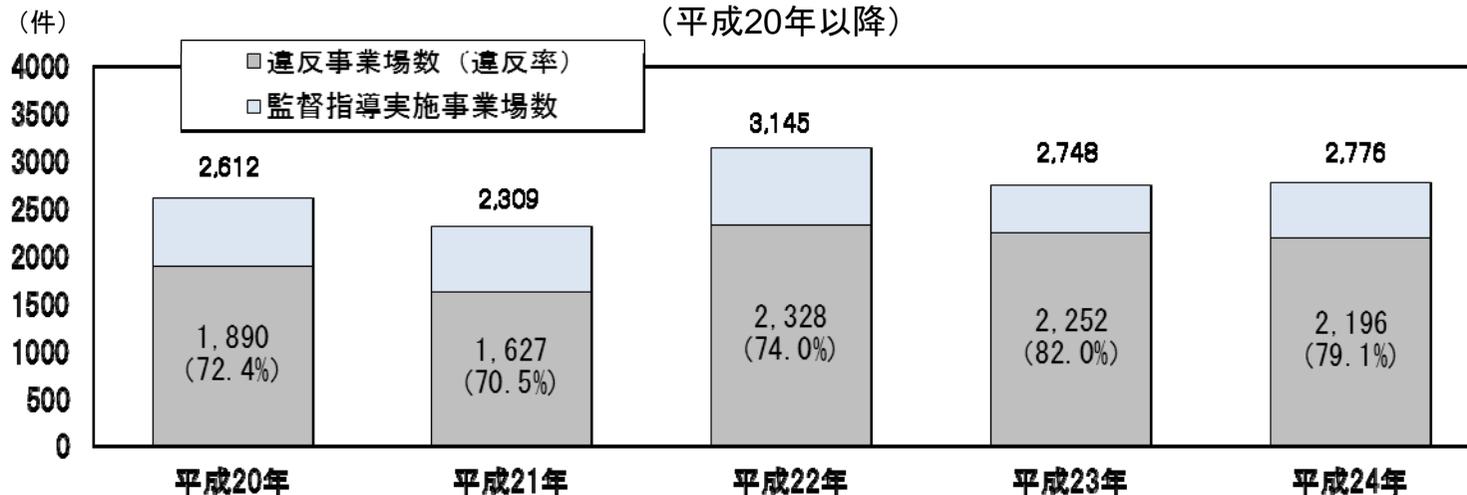
中学卒(15歳)	男子	13.3万円
	女子	13.2万円
高校卒の初任給		15.8万円
洋裁工(女子全体)		14.6万円
ミシン縫製工(女子全体)		13.6万円
製造業の生産労働者の賃金は20~24歳 (技能実習生が最も多い年齢層)	男子	23.5万円
	女子	19.4万円

労働基準監督機関による実習実施機関に対する監督指導等について

- 全国の労働基準監督機関において、平成 24 年に 2,776 事業場(実習実施機関)に対し監督指導を実施し、このうち 79%に当たる 2,196 事業場で何らかの労働基準関係法令違反が認められた。
- 技能実習生に係る重大又は悪質な労働基準関係法令違反により送検した事業場は、15 件となっている。

○ 監督指導状況

労働基準監督機関が実習実施機関に対し監督指導を実施した事業場数及び違反事業場数
(平成20年以降)



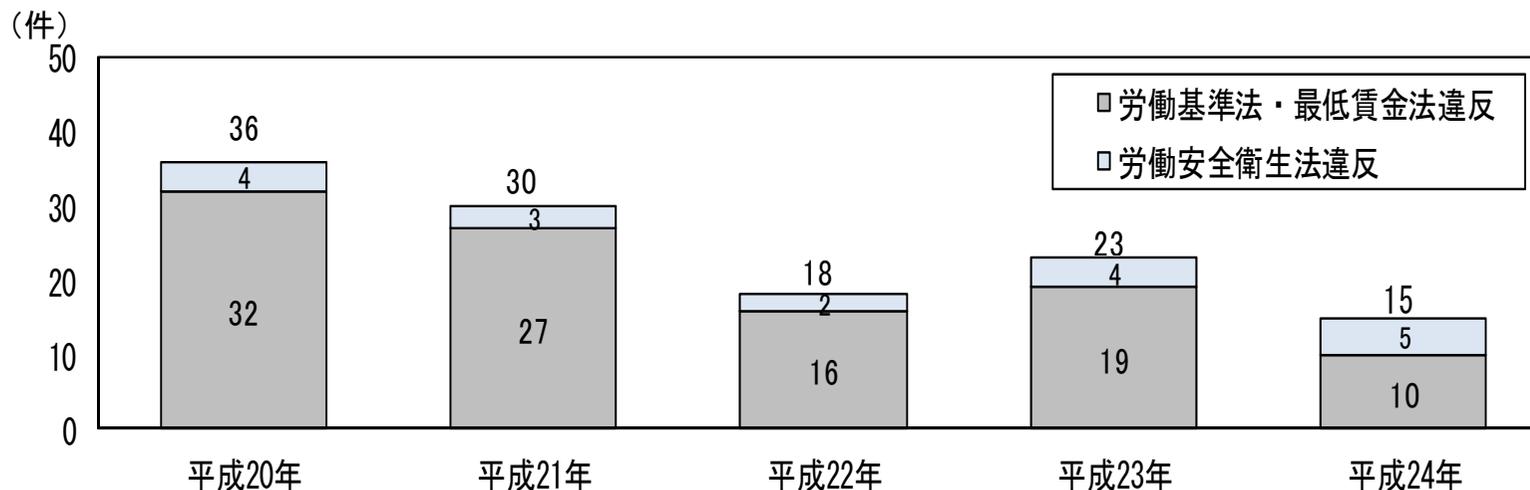
平成24年における主な違反内容

主な違反内容	違反事業場数 (違反率)
労働時間 (労働基準法第32条)	894 (32.2%)
割増賃金不払 (労働基準法第37条)	499 (18.0%)
賃金不払 (労働基準法第24条)	335 (12.1%)
労働条件の明示 (労働基準法第15条)	373 (13.4%)
寄宿舍関係 (労働基準法第96条)	165 (5.9%)
安全衛生関係 (労働安全衛生法関係)	1,362 (49.1%)
うち健康診断 (労働安全衛生法第66条)	357 (12.9%)
最低賃金 (最低賃金法第4条)	131 (4.7%)

資料出典:外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況(労働基準局)

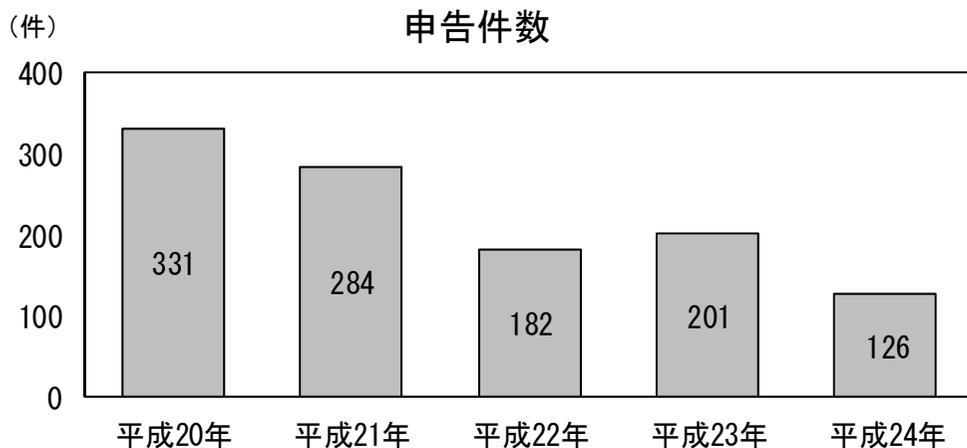
○ 送検状況

労働基準監督機関が技能実習生に係る労働基準関係法令違反により送検した件数



○ 申告状況

労働基準監督機関に対して技能実習生から労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告件数及び主な申告事項



主な申告事項		申告事項別の申告件数
賃金不払	(労働基準法第24条、第37条)	118
最低賃金	(最低賃金法第4条)	31
解雇の予告等	(労働基準法第20条)	13

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の合計と申告件数とは一致しない。

資料出典：外国人技能実習生の実習実施機関に対する監督指導、送検の状況(労働基準局)

技能実習制度に係る最近の主な指摘

国会における指摘

- 「技能実習制度が、発展途上国に対してきちんと移転されているのか、そのような議論をしていただきたい」(参議院農林水産委員会 (平成25年3月21日))
- 「人手不足を補う単純労働者のように使われている実態がある」、「賃金不払い、過重労働といった受け入れ側の問題、取次ぎをする業者がお金を中抜きしているといった問題が生じている」(衆議院法務委員会 (平成25年5月10日))

労働政策審議会における指摘

- 「法違反などの問題事例が後を絶たない技能実習制度について、本来の趣旨を逸脱しない、健全な運営がなされるように安価な労働力という見方のみならず広く大きく捉えた上での制度創設以来の趣旨を成就するような環境整備に今後も当たられることを期待したい」(第33回労働政策審議会 (平成25年8月22日) 委員からの意見)

総務省勧告

- 「地方入国管理局が認定した不正行為、労働基準監督機関が是正勧告した労働基準関係法令違反を監理団体による監査で指摘できていなかったこと等を踏まえ、技能実習生等の適切な受入れ及び管理を推進する観点から、監理団体による監査の適正化を図ること」等(総務省「外国人の受入れ対策に関する行政評価・監視－技能実習制度等を中心として－」 (平成25年4月19日))

国際的な動向

- 「日本政府は技能実習制度における強制労働の存在を正式に認知しておらず、本制度の悪用から技能実習生を保護するための効果的な管理・措置が不足している」(米国国務省人身取引報告書 (平成25年6月19日))
- 「委員会は日本政府に対して外国人技能実習生の保護を強化することを目的とした法令上及び実行上講じられた様々な措置に関する情報を引き続き提供するよう要請する」(ILOの強制労働に関する条約 (ILO第29号条約) に係る2012年の条約勧告適用専門家委員会オブザーベーション)